

OSP TOP NEWS

BUSINESS INFORMATION

社内情報

'13.vol.269

http://www.osp.co.jp

平成26年4月施行

消費税改正

Part 2 表示の変更はお早めに。

消費税の転嫁対策特別措置法をご存知ですか？

消費税率の引上げに際し、円滑かつ適正な転嫁ができるように、新しく「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(=転嫁対策特別措置法)が成立。内容を簡単に紹介いたします。

転嫁対策特別措置法の5つのポイント

1 消費税の減額や買ったときなど、転嫁を拒否する行為が禁止されています。

減額 = きちんと消費税額を含めた契約をしたのに、支払時に消費税率の引き上げ分を減額させる等の行為。

買ったとき = 無理やり仕入の値下げの要求を行うこと。

減額

やっぱり消費税分私うのやめるわ

この値段で契約したじゃないですか



2 消費税に関するような形での安売り宣伝や広告を行うことが禁止されています。

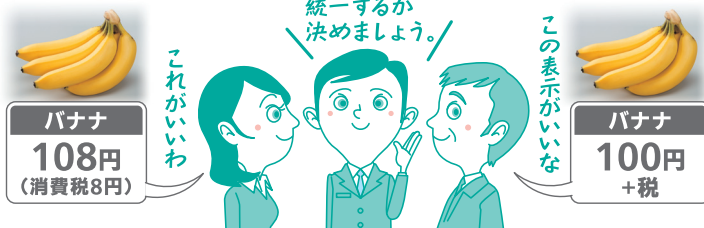
3 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められます。

バックナンバーもご参照下さい▶ No.268 消費税増税特集

10,000円
+税10,000円
(税抜き)10,000円
+税800円

4 中小企業が共同で、消費税の転嫁の方法を決定すること(転嫁カルテル)や消費税についての表示の方法を統一すること(表示カルテル)が認められます。

表示カルテルの例



税込み価格を表示しない方向で統一しましょう!



決定

5 国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備は国などが責任をもって行うこととなります。

増税分の値引きの宣伝や広告は禁止です

店頭POPや販促物のキャッチコピーも、消費税を転嫁していない旨の表示は

「転嫁対策特別措置法」

(10月1日施行)で禁止されています。

消費税と関連性がないセールは認められます。



消費税還元セール 実施中

3%分 値引き します!

OK

裏面は禁止表示例の特集です

禁止されている表示例

消費税は転嫁しません

消費税を転嫁していない旨の表示は禁止です

消費税率上昇分値引きします

増税分の3%値引き

「消費税」といった文言を含まない表現でも増税分を値引きする趣旨としてとらえられます

消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します

税率引き上げ対策。8%還元セール

消費税はいただきません

消費税は当店が負担しています

消費税はおまけします

消費税はサービス!

3%値引き! 消費税率が引き上げられますが、当店は引き上げ分の値引きで皆様を応援します

同じ印刷物内に小さく記載していれば消費税分の値引きする表示として扱われます



増税を利用した客寄せをしてはいけないということですよ



禁止されない表示例

★消費税と関連がはっきりしない



※ 消費税と関連がはっきりとしない「春の生活応援セール! 3%値下げ」「新生活応援セール。3%還元」の表現は対象外とされています



★消費税率と同じ%、消費税率の引上げ幅と一致するだけのものは対象外ですが、企業の努力による安売りが基本となります。



企業努力による安売りセールなどはOKです!



シール・ラベルの価格表示の変更は余裕をもってお早めにご準備ください。



8%税率での表示例